

警報時（特別警報）発表時の措置

茨木市に「暴風警報」が発表された場合、下記の措置をとります。

1	午前7時の時点で暴風警報発表の場合	自宅待機
2	午前9時までに暴風警報解除の場合	解除の時点で集団登校（給食あり）
3	午前9時に暴風警報が解除されていない場合	臨時休業

- ※ 午前9時までに解除された場合でも給食は提供されます。
- ※ 自宅待機の場合は、連絡しません。午前7時のニュース等を見て判断してください。
- ※ 暴風警報以外の「大雨」「大雨・洪水」などの警報が発表された場合は、臨時休業ではありません。平常通り登校させてください。
- ※ 各ご家庭から学校へ電話をされると、学校は大混乱します。お電話でのお問い合わせはご遠慮ください。
- ※ 登校後に「暴風警報」が発表された場合は、原則としてその時点で集団下校となります（但し、災害の状況によっては保護者へ直接引き渡すまで学校で保護・監督します）。
- ※ 大阪府全域または、茨木市に高潮及び波浪を除く、大雨・暴風・大雪・暴風雪のいずれかの特別警報が発表された場合は、上記の茨木市に暴風警報が発表された場合と同じ措置をとります。

地震発生時の措置

1	大地震（震度5弱以上）が発生した場合	
	始業前	臨時休業 登校中の場合は、学校へ向かう。
	在校時	授業中止⇒保護者引き渡し：保護者へ直接引き渡すのを原則とする。 引き渡すまで学校で保護・監督する。
	下校時	下校中の場合は、自宅へ向かう。
	翌日の措置については、余震の状況、学校施設や通学路の状況等により判断をする。臨時休業の連絡がない限り登校する。	
2	震度4以下の地震が発生した場合	
	学校施設の被害状況・通学路の安全状況により、臨時休業の措置をとるかどうか判断するので、臨時休業の連絡がない限り登校する。	

- ☞ 学校が臨時休業になった日及び暴風警報（特別警報）発表中は、学校施設は使用できません。